

赤穂市入札監視委員会運営要領

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、赤穂市入札監視委員会設置要綱（令和 2 年 6 月赤穂市訓令甲第 6 4 号、以下「要綱」という。）第 2 条に掲げる事務及び赤穂市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 本要領の対象となる工事、業務委託及び物品等の購入（以下「工事等」という。）は、赤穂市が発注する次に掲げる契約の方法によるもののうち会計課又は契約管財課において事務処理する工事等とする。ただし、物品等の購入については 3 0 万円未満の契約を除くものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札による建設工事及び業務委託
- (2) 指名競争入札による建設工事、業務委託及び物品等の購入
- (3) 随意契約による建設工事、業務委託及び物品等の購入

(委員会の運営)

第 3 条 委員会は、概ね四半期に 1 回程度開催するものとする。ただし、要綱第 2 条第 3 号、同条第 4 号の事務を処理する必要があるときは、その都度開催することとする。

(報告事項)

第 4 条 要綱第 2 条第 1 号及び同条第 4 号の規定による報告は、次の様式により行う。

- (1) 入札状況一覧表（様式第 1 号）
- (2) 契約方式別工事等一覧表（様式第 2 号）
- (3) 指名停止状況一覧表（様式第 3 号）
- (4) 談合等不正行為に係る情報（様式第 4 号）

(議事概要の公表)

第 5 条 要綱第 5 条第 5 項に規定する議事概要の公表は、赤穂市入札監視委員会議事概要書（様式第 5 号）によって行う。

(審議事案の抽出)

第 6 条 要綱第 6 条第 1 項の規定による抽出（以下「抽出」という。）は、契約方式別に無作為に抽出するものとする。

2 審議案件は、各契約方法から 1 件以上かつ各委員 1 件以上可能な限り抽出するものとする。

3 前項に関わらず、談合等、不正行為に関する情報があったものは別途審査する。

(抽出の方法)

第7条 要綱第6条第1項に規定するあらかじめ指定した委員は、前条により審議事項を抽出したときは、委員会の開催の2週間前までに抽出した工事等名を契約管財課へ通知するものとする。

(抽出事案の審議)

第8条 抽出された工事等については、各所管が審議事案説明書(様式第6号)により説明を行い、委員会にて審議する。

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第9条 入札、契約手続について、苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

ア 当該入札について申込みを行った者で、市長により入札参加を認められなかったことに對し不服がある者は、市長に對してその理由について説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式により落札者を決定する場合において落札者とならなかった者で、落札者の決定結果に對して不服がある者は、市長に對して落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の工事等の種類の指名競争入札参加資格登録者又は物品納入入札参加資格登録者で、当該入札に指名されなかったことに不服がある者は、市長に對して指名されなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の工事等の種類の指名競争入札参加資格登録者又は物品納入入札参加資格登録者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに不服がある者は、市長に對して、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第10条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、申立者の氏名、住所、申立の対象となる工事等名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について苦情申立書(様式第7号)により市長に對して行うことができる。

(1) 前条第1号のアに掲げる苦情にあっては、入札参加資格確認通知を受け取った日から当該契約の入札書提出開始日まで

(2) 前条第1号のイに掲げる苦情にあっては、総合評価についての落札者決定が公表された日の翌日から起算して5日以内

(3) 前条第2号に掲げる苦情にあっては、指名業者名が公表された日の翌日から起算して5日以内

(4) 前条第3号に掲げる苦情にあっては、随意契約の相手方が公表された日の翌日から

起算して5日以内

(苦情の申立てへの回答)

第11条 苦情の申立てがあった場合、市長は申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内に回答書(様式第8号)により回答しなければならない。ただし、苦情件数が多数に及ぶ場合等事務処理上の困難及びその他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。

(苦情の申立ての却下)

第12条 市長は、申立期間経過後の申立て、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内に却下通知書(様式第9号)により、その申立てを却下することができる。

(苦情の申立てについての教示)

第13条 苦情の申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。

- (1) 第9条第1号のアに掲げる苦情にあつては、入札参加資格確認通知に苦情の申立てができる旨を教示すること。
- (2) 第9条第1号のイに掲げる苦情にあつては、入札公告に苦情の申立てができる旨を教示すること。
- (3) 第9条第2号に掲げる苦情にあつては、落札決定時点において指名業者名を公表する書面に苦情の申立てができる旨を教示すること。
- (4) 第9条第3号に掲げる苦情にあつては、契約締結後に契約の相手方を選定した理由を公表する書面に苦情の申立てができる旨を教示すること。

(苦情の処理結果の公表)

第14条 市長は、苦情の申立者に対し回答したときは、苦情申立書及び回答書(以下「苦情申立書等」という。)を閲覧により速やかに公表するものとする。

2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情の申立て)

第15条 第11条に定める回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、市長に対して再度、苦情の申立て(以下「再苦情の申立て」という。)を行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第16条 再苦情の申立ては、市長から第11条に定める回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立書(様式第10号)により市長に対して行うものとする。

(委員会への付議及び結果通知)

第17条 市長は、前条の規定により再苦情の申立てがあったときは、遅滞なく委員会の審議に付さなければならない。

2 委員会は、付議された案件について審議のうえ、その結果を再苦情の申立てがあった日から起算して概ね50日以内に、市長に通知するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第18条 市長は、前条の通知があったときは、申立者に対し、委員会の審議結果を踏まえ、前条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その結果を再苦情回答書(様式第11号)により回答しなければならない。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い入札担当者が講じようとする措置の概要を再苦情の申立者に回答するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第19条 市長は、申立て期間経過後の申立て、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

(再苦情の申立てについての教示)

第20条 第11条に定める回答書中に、再苦情の申立てができる旨を教示する。

(再苦情処理結果の公表)

第21条 市長は、再苦情の申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情回答書(以下「再苦情申立書等」という。)を、閲覧により速やかに公表するものとする。

2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札及び契約手続の執行)

第22条 苦情の申立て及び再苦情の申立てにより、入札及び契約手続の執行は妨げられないものとする。

(事務処理)

第23条 この要領における市長の事務は、総務部契約管財課又は会計課において行う。

付 則

この要領は、公布の日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年度入札状況一覧表

総務部 契約管財課

開札月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
一般入札 (工事)	件数													
	落札率													
	業者数													
一般入札 (委託)	件数													
	落札率													
	業者数													
指名入札 (工事)	件数													
	落札率													
	業者数													
指名入札 (委託)	件数													
	落札率													
	業者数													
指名入札 (物品)	件数													
	落札率													
	業者数													
随意契約 (工事)	件数													
	落札率													
	業者数													
随意契約 (委託)	件数													
	落札率													
	業者数													
随意契約 (物品)	件数													
	落札率													
	業者数													
計	件数													

※落札率は対予定価格

※工事・委託件数、落札率は、不調・中止を除く

※業者数は、無効、辞退、失格を除く。入札書投函後の辞退、失格を含む

様式第2号

契約方式別工事等一覧表 一般競争入札(工事／委託／物品)

[illegible]

契約方式別工事等一覧表 指名入札（工事／委託／物品）

No.	入 札 日	工 事 名	予定価格 (円)	最低制限価格 (円)	落札金額 (円)	落札率 対：予定価格	指名業者数 (者)	入札数 (者)	落札者	担当課
計										

契約方式別工事等一覧表 随意契約（工事／委託／物品）

No.	入 札 日	工 事 名	予定価格 (円)	最低制限価格 (円)	落札金額 (円)	落札率 対：予定価格	選定業者数 (者)	入札数 (者)	落札者	担当課
計										

年度指名停止状況一覧表

年 月 日 現在

[illegible]

様式第 4 号

談合等不正行為に係る情報（件数）

1 対象期間

2 情報が寄せられた内容及び件数

内容		件数
談合に関する情報(※)		
不正行為に関する情報		
	職員への働きかけ	
	暴力的・威圧的な要求・行為	
	建設業法違反	
	その他	
その他		

※公正取引委員会等へ報告した資料を添付すること

様式第 4 号-2

談合情報等不正行為に係る情報及び対応状況について

不正行為の内容		
事案について		
	発 生 日	
	対 象 工 事 等 名	
	工 事 等 担 当 課	
	相 手 方	
	具 体 的 な 内 容	
対象案件の入札状況		
	入 札 締 切 日	
	開 札 日	
	落 札 決 定 日	
	疑 義 の 状 況	
	落 札 者	
対 応		
	対 応 日	
	対 応 方 法 又 今 後 の 方 針	
改善状況及び課題		

赤 穂 市 入 札 監 視 委 員 会
年度第 回委員会議事概要書

開催日及び場所		
委員		
審議対象期間	から	まで
報告事項		
審議事項		
抽出案件	件	案件名
一般競争入札	(工事)	
	(委託)	
指名競争入札	(工事)	
	(委託)	
	(物品)	
随意契約	(工事)	
	(委託)	
	(物品)	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		

意見・質問	回答

様式第 6 号

審議事案説明書（一般競争入札）

契 約 の 方 法			
担 当 課	(所管課)	(工事担当課)	
工 事 名			
工事(履行)箇所	赤穂市	地内	
工 種			
予 定 価 格	円（税込）		
契 約 金 額	円（税込）落札額		
落 札 率	(契約金額／予定価格)		
最 低 制 限 価 格	円(税込)	(予定価格に対する割合)	
	(契約金額／最低制限価格)		
契 約 者			
契 約 日		開 札 日	
工事(履行)期間	から まで		
工 事 概 要			
入 札 参 加 資 格 条 件	・本店所在地 ・登録工種 ・点数 ～ 経営規模等評価結果通知書総合評定値 ・技術者 工事の主任(監理)技術者 ・その他		
資格設定の経緯 及 び 理 由	赤穂市建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する基準による		
参加申請者数	者	(入札参加対象者数 者)	
うち有効者数	者		
うち無効者数	者		
無 効 の 理 由			
入 札 の 経 緯 及 び 結 果	別紙のとおり		
備 考			

様式第 6 号

審議事案説明書（指名競争入札）

契 約 の 方 法		
担 当 課	(所管課)	(工事担当課)
工 事 名		
工事(履行)箇所	赤穂市	地内
工 種		
予 定 価 格	円（税込）	
契 約 金 額	円（税込）落札額	
落 札 率	(契約金額／予定価格)	
最 低 制 限 価 格	円(税込)	(予定価格に対する割合)
	(契約金額／最低制限価格)	
契 約 者		
契 約 日		
工事(履行)期間	から	まで
工 事 概 要		
指名競争入札の理由		
指 名 業 者 数	者	
選 定 理 由		
入 札 の 経 緯 及 び 結 果	別紙のとおり	
備 考		

審議事案説明書（随意契約）

契 約 の 方 法		
担 当 課	(所管課)	(工事担当課)
工 事 名		
工事(履行)箇所	赤穂市	地内
工 種		
予 定 価 格	円（税込）	
契 約 金 額	円（税込）落札額	
落 札 率	(契約金額／予定価格)	
最低制限価格	円(税込)	(予定価格に対する割合)
	(契約金額／最低制限価格)	
契 約 者		
契 約 日		
工事(履行)期間	から	まで
工 事 概 要		
随意契約の理由		
選 定 業 者 数	者	
選 定 理 由		
入 札 の 経 緯 及 び 結 果	別紙のとおり	
備 考		

苦情申立書

年 月 日

赤穂市長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

赤穂市入札監視委員会運営要領第 1 0 条に基づき、次のとおり苦情の申立てをします。

申立ての対象	(工事等名又は措置)
申立ての内容 及びその理由	(不服のある事項及び根拠)

苦情申立回答書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

年 月 日付けで申立てのあった件について、赤穂市入札監視委員会運営要領第 1 1 条の規定により、次のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合は、同要領第 1 6 条の規定に基づき、この回答書を受理した日の翌日から起算して 7 日以内に再苦情の申立てを行うことができます。

申立ての対象	(工事等名又は措置)
申立てに対する 回答及びその理由	

苦情申立却下通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

年 月 日付けで申立てのあった件について、赤穂市入札監視委員会運営要領第 1 2 条の規定に基づき、これを却下します。

申立ての対象	(工事等名又は措置)
申立てを却下 する理由	

再苦情申立書

年 月 日

赤穂市長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

赤穂市入札監視委員会運営要領第 1 1 条の規定により、 年 月 日付け 第 号
で回答のあった件について、その内容に不服があるので、同要領第 1 5 条の規定に基づき、次
のとおり再苦情の申立てをします。

申立ての対象	(工事等名又は措置)
申立ての内容 及びその理由	(不服のある事項及び根拠)

再苦情申立回答書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

年 月 日付けで再苦情申立てのあった件について、赤穂市入札監視委員会運営要領第 1 8 条の規定により、次のとおり回答します。

申立ての対象	(工事等名又は措置)
再苦情申立てに 関する審議結果	
再苦情の申立て が認められなか った理由 又は 再苦情の申立て を認めたことに 伴い講じようと する措置の概要	

再苦情申立却下通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

年 月 日付けで再苦情申立てのあった件について、赤穂市入札監視委員会運営要領第 1 9 条の規定に基づき、これを却下します。

申立ての対象	(工事等名又は措置)
再苦情申立て を却下する理由	